

Title	責任支出に就て
Sub Title	
Author	堀切, 善兵衛
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.7 (1915. 7) ,p.767(73)- 782(88)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150701-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



國產獎勵の趣旨に基き、
日本產の麥を以て醸造したる
エビスビール
アサヒビール
は東洋に於ける唯一の
醇良品として世間自ら之を稱ふ

雜 錄

責任支出に就て

堀切善兵衛

政府の歳出は憲法の規定に原き豫算に定めたる款項以外に出づること能はざるを原則とす。當だ豫算編成の當時豫期す可らざりし事由の爲め豫算に不足を生じ若くは豫算外の支出を必要とすること無しと云ふ可らず、此必要に應せんが爲に憲法第六十九條には「避く可らざる豫算の不足を補ふ爲めに又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設く可し」と規定し。同時に會計法第七條には「豫備費は之を第一豫備金及び第二豫備金とし、第一豫備金は避く可らざる豫算の不足を補ふ爲めに、第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用に充つ

る爲に之を設く」と規定し以て或程度まで豫期すべからざる不時の用途に充てしめたり。

然れども豫備金の額は其性質上多額に上るを許さず（我國の現在にては第一第二を合して三百萬圓）若しも一朝緩急あるに際し豫算に計上したる金額無く同時に豫備金も既に其殘餘を存せざるか但しは其不足を感ずる場合に於て政府は手を拱して必要なる應急手段を講ずる能はざる破目に陥ることなしと云ふ可らず。斯の如き際に於ては政府は臨時に議會を召集して追加豫算を提出せざる可らざる筈なれども然も議會が解散せられて未だ總選舉を了へざる場合若くは對外的關係に於て形勢頗る切迫し片時も猶豫す可らざる場合等には別に政府をして臨機の處置を取らしむる必要なしと云ふ可らず。之れ憲法七十條の規定ある所以にして同條には「公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること

能はざるときは勅命に依り財政上必要の處分を爲すことを得。前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むることを要す」と規定したり。而して憲法第六十四條の二項にも「豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す」とあり。故に豫備費の支出たる場合と第七十條の規定に依る公共の安全を保持する爲めの緊急支出たるを問はず苟くも豫算超過又は豫算外の支出に就きては、政府は之を議會に提出して其承諾を求むるの義務あるものとす。

されば廣き意味に之を解すれば六十九條の規定に由る豫備費の支出も七十條の規定に由る緊急支出も共に皆責任支出なりと云ふを得可し。然りと雖も從來所謂責任支出として世間に議論を惹起したるは是等兩種のものに非らずして別に第三種のものに在りて存す。即ち何等憲法上

の規定に依らず唯政府が前年度剩餘金を利用して國家の政務に必要なりと信する所に向つて之を支出し他日議會に之を提出して其事後承諾を求むるもの之なり。即ち狹義に於ける責任支出とは専ら此第三種のことを指す次第なり。而して政府が斯の如き支出を敢てする理由は縱令憲法上何等の規定なしとするも事實上避く可らざる緊急の必要あれば剩餘金を以て其必要を充すことは政府として寧ろ其職責に忠實なる所以なりと云ふ可し。即ち憲法には之を許したる規定なきと同時に之を禁止したる規定もなきが故事實上避け難き緊急の必要生じ然も豫備費を以て之を支辨して尙足らざる時は剩餘金を支出するも敢て差支ある可らずと云ふに在り。更らに此說を解剖すれば其論據は左の諸點に在りと認むるを得可し。

(一) 憲法に許したる規定なきと共に禁じたる規定もなし、故に絶對に爲す可らずと云ふに

非ず。

(二) 豫備金は豫算の不足又は豫算外支出の最高限度と認むるを得ず。既に豫備金を設けて必要に應じ豫算に定めざりし費用をも支出することを許したる以上は同じく必要の場合に於て豫備金以外のもの即ち剩餘金を以て之に充當するも差支ある可らず。

(三) 實際緊急止む可らざる必要あるに拘らず政府が拱手傍觀するに於ては政府の職責を空ふす可し、換言すれば國家は憲法の規定より重し。

我國の憲法學者中にて此論を主張するは穂積美濃部等の諸氏にして小林博士の如きは財政學者として尙剩餘金の支出は必ずしも違憲なりと云ふ能はずとの論を主持するものゝ如し。然れども我國多數の學者は寧ろ憲法に規定せざる此種の支出を以て憲法違反なりと認め議會は之に對して承諾を與ふ可らず、よし承諾を與へたれ

ばとて憲法違反の事實其物が一變して適法行爲となる等なしと主張す。

今此等兩者の議論は暫く之を措き。我國の實際に於ては如何と云ふに年々歳々此種の責任支出は繰返されざることをなき有様なり、試に明治二十四年以來大正元年度に至るまでの統計を示せば左の如し。

事後承諾案經過概要

會期	支出年度	件數	内譯		
			剩餘金	豫備金	其他
二	二四年度	一	一	一	一
三	同	二	二	一	一
四	同	四	一	一	一
六	二五	二	一	二	一
同	二六	三	一	一	一
八	同	一	一	一	一
九	同	四	一	一	一
一〇	二七	四	一	一	一
一二	二八	四	一	二	一
	二九	四	一	二	一

一三	同	四	一	二	一
一三	三〇	四	一	二	一
一四	三二	四	一	二	一
一五	勅令三三號	一	一	二	一
一六	三三	三	△	二	一
同	三三	四	一	二	一
同	清國事件費	一	一	二	一
一八	三四年度	二	一	二	一
同	清國事件費	一	一	二	一
二〇	勅令三六號	一	一	二	一
同	臨時事件費	一	一	二	一
二一	勅令第三七號	一	一	二	一
同	三五	四	一	二	一
同	清國事件費	一	一	二	一
同	三六	四	一	二	一
同	清國事件費	一	一	二	一
二二	勅令三八號	一	一	二	一
同	三七	四	一	二	一
同	清國事件費	一	一	二	一
同	臨時事件費	一	一	二	一

二三	三八	四	一	二	一
同	清國事件費	一	一	二	一
同	臨時事件費	二	△	一	一
二四	三九	四	一	二	一
同	清國事件費	一	一	二	一
同	臨時事件費	二	一	二	一
二五	四〇	四	一	二	一
同	清國事件費	一	一	二	一
同	韓國派遣隊費	一	一	二	一
二六	四一	四	一	二	一
同	清國事件費	一	一	二	一
同	韓國派遣隊費	一	一	二	一
二七	四二	四	一	二	一
同	韓國派遣隊費	一	一	二	一
二八	四三	四	一	二	一
同	韓國派遣隊費	一	一	二	一
三〇	四四	四	一	二	一
三一	四五大正元年四	二	二	二	二

右各件の内容たる支出費目に至りては震災救濟、河川堤防工事費、褒賞恩賜及救助費、警察費、

軍事費、糧食費、軍馬及糧米費、傳染病豫防費、消毒費、海外電信料等重きを爲し其他種々あれども一々之を枚舉す可きに非ず。
更らに以上の中狹義の責任支出にして憲法に何等規定する所なく従て世間の論議尤も囂しき所謂第三種の責任支出の年度と其金額とを擧ぐれば左の如し。

會計の區別	支出金額
會期	二、二五〇、〇〇〇圓
支用年度	二、二五〇、〇〇〇圓
一般	二、二五〇、〇〇〇圓
同	四、二七〇、〇〇〇圓
同	一九七、七八六
同	六、〇〇一、六八六
同	二、二五二、三九九
同	七、一八、二一七
一〇	一、二二二、八〇〇
一二	一、二二二、八〇〇
一三	一、二二二、八〇〇
同	五、二五二、六四五
同	一、七二三、四一八
一四	六、八三、〇〇〇
同	特別

一五	三七	同	七六七、〇〇〇
一六	三三	同	四七三、〇〇〇
二一	三五	一般	三、四六五、九〇八
同	三六	同	五、八六八、九四九
同	三七	特別	三、二七〇、〇〇〇
二二	三三	一般	一、二五一、七二〇
同	三三	特別	三五、七一〇、〇〇〇
二三	三八	一般	一一、四二九、五二〇
同	同	臨時事件費	二八、八二五、四〇九
二四	三九	一般	九、四七四、九二〇
同	同	特別	一五、八九四、〇〇〇
二五	四〇	一般	六、九七六、〇五五
二六	四一	同	五、三六六、七八九
二七	四二	同	一、九九三、五七六
同	同	特別	一、六〇五、〇〇〇
二八	四三	一般	一〇、三六三、一八六
同	同	特別	二、七四、九七八、〇〇〇
三〇	四四	一般	三、七三八、〇〇〇
同	同	特別	三、七一四、〇〇〇
三一	四五大正元	一般	七、四七一、八五六
同	特別	特別	五、八四二、〇〇〇

(右の内四十三年度特別會計に於て二億七千四百餘萬圓を責任支出となしたるは桂内閣時代に於て内外債の借替を企て一方に於て巨額の外債を英佛諸國に於て募集し之を内地に齎らして内國債の償還を行ひたる其結果に外ならざるが故除外例と認めざる可らず)

之れ以外に於て最も多額に上りしは三十七年度特別會計に於ける三千五百七十一萬圓及三十八年度臨時事件費二千八百八十二萬五千餘圓等なれども然も此兩年度は曠古の大戦争を控へたること故國庫の支出も巨額に上り、從て豫算外の支出も意外に多かりしは敢て怪むに足るものなし。然るに現内閣に至りては豫算超過及豫算外支出の多額なる又其費目の雜多なる實に一驚を喫せざる可らざるものあり。世間に責任支出の問題頗る囂しく論議せられたりしもの決して偶然に非ずと云ふ可し。今三十六議會に提出せられたる大正三年度責任支出に關する承諾案の金

第七號 七八 額及其費用を擧ぐれば左の如し。

一般會計

費 目	金 額
諸拂戻金外二十九件	六五、九七八、六〇八圓
(内 譯)	
諸拂戻金	八三、二一一
福災救助基金補助	一五二、三六八
恩給	一、三六三、一九一
造船獎勵費	三〇三、一五五
臨時軍事特別會計繰入補足	一二、八四三、九五六
大正三年度臨時事件費	三、八七一、六〇二
支那事件費補足	一一三、七七一
火災應急及復舊費	八、六六三
風水害復舊費	一五九、〇四一
府縣風水害旅費	四三、二〇〇
東京市外九市水道費補助	一〇〇、〇〇〇
四日市外三港修築費補助	二三五、〇〇〇
總選舉取締及檢察費	二八七、四九八
米價調節費	三、一六〇、六二九
文部本省費補足	四、〇六六
府縣立師範學校長俸給補助	三、二三六

特別會計

費 目	金 額
東北帝國大學營繕費臨時支出	三五、〇〇〇
森高整理公債端金補助	一六、四一八
横濱市配當金補助	七、九五八
治水投資金特別會計繰入金補助	三、〇〇〇、〇〇〇
國債整理基金臨時繰入	四、一四一、三九四
帝國銀行會社助成金	五、〇〇〇、〇〇〇
臺灣稅關收入繰入	一、四五八、一五五
臺灣糖業諸經費分擔金繰入	一、一六八、六一七
福岡縣港務部海底電話線復舊費	二、七五四
陸軍大演習地方臨時諸費	一〇、〇〇〇
東京府外十縣災害土木費補足	五、〇一四、〇〇〇
臨時軍事費	一一、〇二〇、五八六
陸軍省所管大正三年度臨時事件費	一二、三七一、一三九

費 目	金 額
大正三年度總額	三二、六六八、五四九

(内 譯)

大正三年度朝鮮總督府水害復舊費豫算外支出	七一、九八九
同年臺灣總督府風水害復舊費	九〇九、九三一
同年同上討幕費豫算外支出	五〇〇、〇〇〇

大正三年度責任支出總額

同年度造幣局特別會計造幣局作業費豫算超過支出	九、九八一、〇〇〇
同年度專賣局作業特別會計	二二五、七一九
同年度國債整理基金特別會計	五、二七七、六四三
臨時軍事費特別會計豫算超過支出	一二、八四三、九五六
臨時事件費特別會計豫算超過支出	二、八五八、三二〇

費 目

大正三年度一般及特別會計豫算超過及豫算外支出總額	八一、六六一、八〇七圓
大隈内閣責任支出總計	八一、六六一、八〇七圓
件數	三十八、
金額	八一、六六一、八〇七圓

八九千萬圓と云へば恰も明治二十七八年日清戦争當時の我經常臨時の豫算合計に相比しき金額にして斯る多額の支出をば剩餘金を以て憲法の規定に依らざる責任支出と爲するに至りては實に政府當局者の大膽不敵の振舞に驚かざるを得ざるなり。議會の豫算議定權は是が爲に蹂躪せられ國民の財政監督權は全く奪ひ去られたる

ものと云ふも敢て過言に非らざるなり。

吾人は窮屈なる憲法學者の如く責任支出を以て全然違憲の行爲なれば之を許す可らずと云ふものに非らず。又一部の政治家の如く違憲なるが故其全部に對し承諾を與ふ可らずと云ふものに非らず、否豫算編製の當時全く豫想す可ざりし緊急の事變發生したる場合に於て政府が縱令憲法に其規定なしとするも其責任に掛けて前年度剩餘金を支出し以て國家政務の急に應ずるは止むを得ざることなりと思惟するものなり。而して此種責任支出は我國從來の經驗に於て殆んど例年繰返されたるのみならず、歐米諸國に於ても之れと類似の事實少なからず、彼の英國の如き議院の豫算議定權を尊重すること尤も深く、且議院の開會期極めて永き國に於ても曾てヂイスレリーがスエス運河株を責任支出を以て購入したるが如き最も有名なる事實あり。又戰時に於ける陸海軍の費用に關しては所謂 *Votes*

of Credit 又は *Votes of Confidence* と稱する方に依り政府は單に必要と信ずる費用總額の決定を議會に要求し其委細の費途に至りては全く當局者の自由に一任するものあり。斯の如きは事實上に於ける責任支出と見做すを得可し。又佛國に於ける *Crédits extraordinaires* 及び *Crédits Supplémentaires* の如きも政府は議會の閉會中に支出を爲し次期議會に承諾を求むを得るの規定なり。此他獨伊諸國の如きも絶対に責任支出を禁止せるは殆んど之れなしと云ふも可なり。

されば我國の實際に於ても吾人は絶対に責任支出を排斥せんとするものに非らず、然れどもこは本來我國の憲法の規定に據らざる支出なるが故政府の局に當るものは常に其一種の權道たることを心に銘して以て屢々此權道を繰返さるの心掛け肝要なり。歐米先進國に在りては責任支出は云ふに及ばず。追加豫算さへも多く之

を提出せざる政治上の德義心あり。されば屢々

之れを提出すると否とに由りて憲法政治の完全に行はれつゝ有りや否やの標準に供する有様なり。從て縱令吾人は絶対に責任支出を非難せざるものなりとは雖も決して悉く之を是認す可しと云ふに非らず。換言すれば吾人は政府の責任支出に對し(一)政府は成る可く之に依頼せずして憲法の條章に遵據せんと欲したる誠意ありや否や(二)責任支出の目的當を得たりや否や(三)其方法宜敷きを得たりしや否や(四)其時期(五)其效果如何等の點に付充分に調査研究して果して其當を得たるものなりしならんには議會は潔く之れに承諾を與ふ可く。若しも是等の條件に缺くる所あらんか進んで政府をして重大なる責任に任せしむる可しと主張するものなり。果して然らば大隈内閣の責任支出は上記の各條件に該當するや否や試に之を批判せん。

(一) 成る可く責任支出を少なからしめんと欲

する誠意ありしや否や。

此の點に關し吾人は現内閣に毫も其誠意なかりしものと斷せざるを得ず。何となれば日露戰爭を控へたる三十七八年に於てさへ、責任支出は二三千萬圓に過ぎざりしに現内閣は僅かに膠州灣攻撃に従事したるのみなるに然も責任支出の總額八千萬圓を出でたるは餘りに多大なりしと云はざるを得ざればなり。而して右の中大正三年度臨時事件費。及大正三年度一般會計及特別會計に於ける臨時軍事費の如きは敢て責任支出たらしむることを要せず。憲法第七十條の規定に従ひ緊急支出として立派に之を支出するを妨げざりしなり。而して憲法七十條に遵據する場合には樞密院の同意を求むること必要なが故其手續きに時日を空費する恐れありと云はんかなれども對外戰爭の開始せられんとする場合に於て樞密院會議を開くが如きは政府に取りて一舉手一投足の勞に過ぎず。殊に今回の日獨戰

争の如き敵對行為に移るまでには少なからざる餘裕有りしこと明白にして此間には樞密院會議の如き何回も之を開催せしむるを得たりしに於てをや、而して樞密院議員に於ても臨時軍事費の如き恐らくは何人も之に反對するものなかりしや必せり。然るに政府は此の當然の道に出でず強て權道を撰む責任支出を敢てしたるは務めて憲法の條章を恪守せんとの誠意を缺きしものなりと評せざるを得ざるなり。吾人と雖も既に日獨開戦と決したる以上は必要なる費用に對して議院に於て滿場一致協賛を與へたる次第にして之れ以外にも軍事行動の上に生じたる必要の費用に就きては元より異議の有る可き等なし。唯政府は當然憲法の規定に従つて行動せざる可らざる場合に又斯くするに充分の餘裕ありし際には反對せざるを得ざるなり。臨時事件費に就ても亦然り、唯此臨時事件費中には某國の軍需

品注文に對する政府の立換金其大部分を占むるが故斯の如き目的の爲め責任支出を敢てするの可否は世間の問題とならざるを得ざる可し。然も若し政府にして是非とも此の立換を爲す必要ありと認めんか、臨時軍事費と同様樞密院の決議を経て以て正々堂々の適憲行為となす可きのみ。要するに政府は憲政の常道を歩み得る場合にも尙權道を撰みたるや明白にして斯の如きは憲法の條章を重んずるの念少なく責任支出の如き非常手段を務めて避けんとする誠意なかりしものと斷定せざるを得ず。

(二) 目的。

從來責任支出の目的は戰爭其他緊急の對外的關係に原くものを除くの外は殆んど皆天災地殃に對する應急費又は恩給年金等法律の改正其他他動的原因より生じたる止むを得ざる費用に限られたり、蓋し責任支出の性質たる憲法の規定以外の非常手段なるが故進んで或計畫を立て之

を實行せんとするが如きものたる可らず。又進で或種の經濟的利益を計るが如きものたる可らずして所謂 Preventive の手段たるを常としたり即ち震災、水害費補助、褒賞恩給費、傳染病豫防費、救恤費等其の主要なるものにして是等は責任支出として毎年殆んど現はれ來りし所なるのみならず。是等の費目に付きては議會に於てもさしたる異論なきの例なりしが故、是等所謂 Preventive means の支出は其目的に於て當を得たるものと云ふを得可し。大隈内閣の責任支出中にも亦此種のもの無きに非らずと雖も然も決して防遏的手法と見做す可らざるものも亦少なからず。例へば東京市外九市水道費補助、四日市外三港修築費補助、米價調節費、帝國蠶糸株式會社助成金の如きは孰れも進んで或種の經濟的利益を増進せんと欲したるものなり。即ち防遏的手段に非ずして進取的手段なり。豫想すること能はざりし偶然の事變發生したる其結果政

府が非常手段を取つて之を救済するの止むを得ざる事情に立至りしには非らずして兼てより何人も知了したりし事實なり。否政府は一度其計畫を立て、議會に提出したりしものなり。斯る性質のものに對して非常手段たる責任支出を以て之に應じ爲めに憲法の常道を忽にするは甚だ不都合なりと云はざる可らず。政府當局者は云はん、米價調節の如き將た蠶糸救済の如きは先きに政府が其案を議會に提出したる際に何人も異存有る可しと思はれざりき。唯議會が解散となりしが爲め政府は其案を豫算に従つて實行する能はざる破目に陥りたる次第なれば之を責任支出と爲すは偶々民意に添ふ所以に外ならざる可し。然れども當時議會に異存なかりしは政府が正當なる手段に依りて其救済を計らんとすることに對し異論なかりし次第にして憲法に規定せざる非常手段を取りてまで之を實行す可しと稱したるに非らざるは言を俟たず、彼の某

大臣がコムミツシヨンの金なりとも正當に貯蓄したる金なりとも金に二色なしと云ふが如き見解よりせば憲政の常道に従ひ救済を爲すも權道に依るも救済の事實さへあれば可なりとの結論に達す可しと雖も、斯の如きは極めて淺薄なる議論にして探るに足らず。即政治經濟上の議論に於ては物質的現象以外に人心の上に及す影響に付て深く考慮する所なかる可らず。渴しても國民に盜泉の水を飲ましめざる注意肝要なりと知らざる可らず。

(三) 方法

蠶糸會社補助及び米價調節の爲め政府が責任支出を爲したるは其目的の上に於て當を得たりと云ふを得ず、少くとも斯の如き經濟上の利益増進を目的として非常手段に出づるの當不當は一大疑問の存する所たるを失はず。然るに其方法の點に至りては甚だ劣惡なりしと云はざるを得ず。何となれば政府が一私立會社の爲めに五

百萬圓に上る巨額の資金を貸與するの事實は己に世の疑惑を招ぐ可き點なるに、殊に其の貸附金は憲法の條章に依らざる責任支出と爲すが如き、將た又多數製糸家若くは養蠶家を救済する方法に出でずして京濱地方の二三の富豪を利益せしめたるが如きは實は國家の公金を以て極めて少數なる寵商輩を利益せしめたるものとの非難を免る可きにあらず。吾人は同じく蠶糸の救済を目的としたりとしても今少しく一般的に多數國民が其利益に浴し得るの方法を講ずるにあらざれば却て之を爲さざるの優れるに如かざるを感ずるものなり。

更に米價調節に於ても政府は秘密の間に投機を試むるが如き手段に出でたるが爲め、之れ亦少數の御用商人のみ専ら利益の壟斷を試みたるや明かにして政府が米相場に手を出すが如き百害ありて一利あるを見ず、近頃政府當局者と米仲買との間に醜穢なる風説の立てられたる單

に火の無き場所に煙の立ちたるものと認むる能はざるなり。

(四) 時期

蠶糸救済、米價調節、水道、港灣の補助等は其時期に於て亦甚だ不適當なる機會に支出せられたりと云ふを妨げず、蓋し蠶糸も米も政府が救済に着手したる三月上旬には既に地方小中農民の手を離れて其大部分は大なる仲買商若くは大地主のみ之を所有したるに止り、他は悉く之を賣拂ひたる後なりしを以て政府の救済又は調節の利益に浴したるものは之等の富豪輩にして、中小農は何等利する所なかりしは事實なり。政府が蠶糸救済又は米價調節の必要ありと信せんか何故早きに於て之を斷行せざりしぞ、經濟的に尤も大切にして又其價格の尤も低落したる其際に之を試みずして三月十日頃より其月末頃に於て即ち彼の總選舉を挟んで之を試みたるが如きは何故ぞ、殊に水道港灣の補助の如き從來責

任支出を敢てしたる前例も悉無なりしに、三月二十日より二十五日に至るまでの間に於て之を實行し、以て各地の都市に對し政府の私恩を賣りて與黨候補者の選舉の便に供したりと稱せらるゝに對し政府は果して辯解の辭ありや否や、要するに政府に於て有心か無心なりしかは吾人の敢て斷言せざる所なれども然も此等の責任支出は其目的の爲めに最良の時期に於て實行せられずして總選舉の爲めに最も有效なる時期に於て實施せられたるは事實なりと云ふ可し。

(五) 效果

凡そ政府の歳出は一錢と雖も有効に使用せられざる可らざるは言を俟たず若しも政府の官吏輩にして國庫の金を一錢にても無益に使用する者あらんか直ちに懲戒處分を受く可し、殊に責任支出の如きは憲法の條章に由らず政府の全責任を以て決行するものなる以上は其支出したる金額が充分に其効果を發揮せしむ可きことに對

し政府當局者は十二分の責任を有すと云はざるを得ず。然るに政府が蠶糸會社の補助又は米價調節に費したる金額は果して其効果を遺憾なく發揮したりと云ふを得るや。當局者は成效なりと吹聴しつつ有りとも雖も、吾人の見る所を以てすれば事實全く之に相違すと云はざるを得ず。先づ米價に就きて之を云ひば政府は我國の米價は十五圓臺を以て相當なりと認め此程度まで騰貴せしめんと欲したること豫算委員會に於て若槻大藏大臣の説明したる所の如しと雖も、米價調節の結果我米價は決して斯の如く騰貴せざりしなり。否二月頃には却て政府が調節を計る可しとの民間の豫想に刺戟せられて相當に騰貴したるに拘らず、政府が實際に米の買入れに着手して以來は却て下落したるにあらずや、更に今回其打切りを公言して以來米價は劇落を來し地方農民は非常の困難を感じつゝあるにあらずや。又蠶糸救済に關しても實際其の利益を蒙り

しものは京濱在住の二三富豪に過ぎずして製糸業者養蠶家は何等の利益に浴せざりしのみならず、糸價は一時八百圓臺を維持するを得たれども之れ亦今同其中止を公表するや、糸價暴落を來し全國養蠶家の頭上に一大打撃を加へたるや爭ふ可らず。凡そ經濟政策の上に於て尤も嫌忌せざる可らざるは市價の劇變に在りて存す、然るに政府は人爲的に一時之を騰貴せしめ、數月ならずして再び之を暴落せしむるが如き實に思はざるの甚しきものと云はざるを得ず、斯くて價格の動搖する毎に小民は不慮の損失を蒙り、富豪輩をして獨り投機の利益を此間に壟斷せしむるに過ぎざるなり。今日の米價及糸價に就て一考するもの誰か米價調節及蠶糸救済を以て成效に了れりと云ふもの有らんや。

之を要するに大隈内閣は責任支出を少なからしめんとする誠意を缺き、同時に其支出中には目的、方法、時期、效果等に就き甚だ非難す可

き種類のことを抱含したること明かなり。而して其閣員中には憲法學者として從來世間に重んぜられたる一本氏の如きあり、氏は其著日本法令豫算論中に於て「此の如く會計法が第八條を設くるの必要を認めながら豫備費外の支出に付事後承諾を規定せざるは何ぞや、豫備費より支出する外豫算超過又は豫算外の支出あること無ければ也」と斷言したる其所論は尙未だ支持しつゝありと豫算委員會に於て公言せるに拘らず「實際に於ては從來よりの慣習もあり致方なし」と稱して此盲目的大責任支出を敢てしたる内閣に列するは何たる矛盾ぞや、此の外花井武富大場の諸博士若くは諸名士は孰れも其從來、若くは最近の所説に反して現内閣の責任支出を是認したるは何事ぞ、茲に至りては所謂學者なるもの、權威も三文の價值なしと云ふ可きなり。吾

人は是等諸君の如く平生徒らに實行不可能の議論を爲して自ら喜ぶものに非ず。豫備金以外に豫算に計上せざりし不時の事變に依りて國庫金の支出を必要とする場合有ることを認むるものなり。論者或は豫備金の額を増加して、此用に供し以て政府の歳出は一切議會の協賛を與へたる金額にのみ止らしむ可しと云ふもの有りとも雖も、豫備金を無暗に多大ならしむるが如きは却て恐る可き弊害を招ぐ所以なれば之れ又一定の限度以上に増加す可きものに非ず。然らば豫備金外一切の支出は憲法第七十條の規定に由り緊急支出たらしむ可きやと云ふに、之れ亦口に云ふ可くして、容易に行ふ可きに非らず。即傳染病の豫防費風水害の救済費其他少額の支出に對し樞密院の決議を経るが如きは全く其必要なしと稱して可なり、同時に對外的關係に於て時局

非常に切迫せる場合の如き緊急支出の手續きを踏む能はざる場合なしと云ふ可らず。故に縱令憲法に規定なしと雖も、政府當局者の政治的良心と德義の感念に依頼して茲に一種の權道たる責任支出を許すは國家の政務に遺漏なきを期せしむる所以なりと信ず。唯夫れ常道に非ずして權道なり。憲法の規定に原かずして當局者の良心と德義の感念に基くものなり。されば責任支出の多少を以て政府の良心を計量する尺度なりと見做すを得可し。若し夫れ不德義漢にして當路に立たんか何事をか敢て爲さらんや。

憲法の釋解に關する 根本問題

村田 岩次郎

憲法の規定が簡潔なるが爲めに種々の疑義を生ずるは免れざる所なるも、近來頻發せし違憲問題の多くは憲法に對する解釋の根本に於て誤れるものあるに基由せるが如し。是れ予が本稿に於て各個の場合に就き是れは違憲なり、彼の場合も亦違憲なりと一々論難するを止め、憲法の解釋に關する根本の問題に就いて聊か所信を披瀝せんとする所以也。

憲法の中心を貫流する根本の精神を理解することなく、或は辭句に拘泥し、或は先例を偏重して以て敢て憲法の條規を解釋せんとす。其の解釋の正鵠を得ざるも固より其處なり。以下項

を分ち憲法の根本精神に就いて叙ぶべし。

國家統治の作用は普通に之を立法、司法及び行政の三となす。是等の作用は或は天皇親裁の作用たる場合あり、或は行政官廳の媒介に依りて行はるゝ場合あり、或は議會の關與を要する場合あり、或は又天皇の名に於て司法裁判所之を行ふ場合あり。然かも其の作用は悉く其の淵源を天皇に發すること昭々乎として更に疑を容る可からず。憲法前文に「國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ誓フサルヘシ」とあり、又憲法第四條には「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ」云々とあり。疑義の生ず可き餘地なしと謂ふべし此點に關聯して憲法上の爭議を生じたる場合ありとせば开は彼の天皇機關論なり。天皇は國家の機關にして統治權は國家に屬する權利なり。天皇が統治するは國家の權利を行使するものに

して統治權は天皇の一身に屬する權利にあらす」とは天皇機關論の要點なり。此の説に對しては一派の學者は熱心に攻撃を加へ、恰も斯くの如く解するは我が國體を轉覆する所以なるが如くに極論するに至りき。然れども這は到底冷靜なる判斷の結果と見ることを得ず。苟くも國家人格説を採用する以上、統治權を國家に屬する權利と解するは至當の事にして、我が國に於て此の説を採用する能はずと云ふは我が國は自主的活動の能力なしと云ふに異ならず。國家が治者と被治者とに分割せらるゝものなりとせばいざ知らず、國家を以て單一體と觀念する以上統治權を國家に屬する權利となし、天皇を國家の最高機關となすは法理上毫も非難す可からざるのみならず。我が國に於て特に採用す可からずと爲す理由毛頭有ることなし。君主國に於ては君主は統治權を固有すと云ふを普通とするも嚴格に云へば國家の最高機關たる地位を固有す